

## 2024(令和6)年度研究活動等支援基本方針

(重点項目)

地理を担当する教員の能力向上・人的充実と授業実施の支援

児童・生徒の基本図に接する機会の増大支援

一般財団法人日本地図センター（以下「センター」といいます。）は、2024(令和6)年度において、地図および地図学ならびにその関連科学技術の研究、教育、普及等に関する活動（以下「研究活動等」といいます。）を行うことを主たる目的として設立された学会、協会、グループその他の団体または個人（以下「研究団体等」といいます。）に対し、研究活動等支援要領（以下「要領」といいます。）および同細則ならびにこの基本方針に基づき、予算の範囲内で、要領第2条各号の支援のうち必要な支援を行います。

2022(令和4)年度から高等学校において「地理総合」が必修科目となり、児童生徒の地図の作成及び地図の活用に関する学習がますます重要となることに鑑み、本年度は、センターが自ら実施する地図の普及啓発のための事業との連動を図りつつ、小学校、中学校、高等学校およびこれらに相当する学校の教員（以下「学校教員」といいます。）の能力向上及び授業、校外活動、クラブ活動等における地形図の活用に対する支援に重点を置いて行います。

### 1. 支援の対象となる活動と支援の内容

支援の対象となる活動（以下「行事」といいます。）と支援の内容は、次のとおりとします。これらのうち、(1)～(4)の活動に対して重点的に支援を行うこととし、その他の活動については、必要性等を十分に勘案して支援することとします。

なお、研究団体等の機関誌等に有料で広告を掲載することは、行事に含まれません。

#### (1) 地図を活用する授業等

地理教育の充実に資するため、地形図を活用する授業、校外活動、クラブ活動等の実施に必要な交通費等の資金および地形図等の支援を行います。

#### (2) 教員の能力向上等

地理教育に従事する教員の能力向上のための講習会等及び教員団体が地理教育に関する研究発表等の集会を行うために必要な資金の支援を行います。

#### (3) 児童生徒地図作品展

作品展の実施に必要な資金および優秀作品の表彰に必要な資金や物品の支援を行います。

#### (4) 教員の表彰

研究団体等がその表彰規程等に基づき、地図の教育・普及に積極的に取り組む小学校、中学校、高等学校及びこれらに相当する学校の教員を表彰するときの名義使用および副賞費に充てる資金を支援します。

#### (5) その他の活動

その他研究活動等として相応しい活動に対し、必要な支援をします。

### 2. 支援の方法

#### (1) 資金の支援

行事の実施等に必要な資金は、消耗品費、交通費その他直接その行事の実施に必要な費用であって、領収書等により支出の実態が裏付けられるものまたは明文の規程その他明確な根拠に基づく協賛金等とします。なお、主催団体の会員その他の構成員に対する旅費および謝金は、支援の対象とはなりません。

#### (2) 物品の支援

行事の実施等に必要なものであって、地形図その他地図の普及啓発に資すると認められる物品を支援します。地形図を支援する場合は、原則として1団体当たり100枚以内とします。なお、支援す

る期間は2年間を基本とします。

(3) センター刊行物の支援

研究団体等が授業、講演会、講習会、展示等を行う場合、参加者に配布する資料として、センターが刊行する月刊誌「地図中心」のバックナンバーおよび図書を支援します。

(4) 専門家の派遣

研究団体等が授業、講演会、講習会、展示等を行う場合、講師等としてセンターの職員、マップリーダー(原則としてスリー・スターズ以上のマップリーダー)等の地図の専門家を派遣します。この場合、派遣に要する旅費、謝金等は、センターが負担します。

(5) その他

センターの名義の使用その他活動の目的に照らして必要かつ適切な支援をします。

(6) 支援する資金等の額

1 団体に対して支援する資金の額(物品を支援する場合および要員を派遣する場合は、換算した金額。以下同じ)は、原則として、総額 10 万円以内とします。ただし、活動の内容、これまでの実績等から見て特に有意義であり、必要であると理事長が認めるときは、10 万円を超える場合もあります。また、活動の内容、資金の使途、センターの予算上の制約等から見て、要請額を減額することもあります。なお、センターの職員の人件費は、支援する資金と見なしません。

なお、行事实施の際、支援予定の資金に過不足の見込まれる場合は、以下のとおりとします。

※支援予定の資金に剰余が生じた場合は、減額した額を請求します。

※支援予定の資金に不足が見込まれるときは、事前にセンターの担当者の了解を得て、支援予定資金の概ね 50%増まで請求できます。

### 3. 支援対象の決定

(1) 書面による要請

研究団体等が支援を受けようとするときは、所定の資料を添えて書面により理事長に要請していただきます。

(2) 支援対象団体および行事

支援の対象とする研究団体等は、会則等において地図または地図学の研究、教育、普及等を行うことを明記している団体とし、支援の対象とする行事は、開催趣意書、パンフレット等において地図または地図学の研究、教育、普及等を行うことを明記している行事とします。また、応募が多数ある場合は、それぞれの分野ごとに、より必要性および実効性が高いと理事長が判断するものを優先的に採択します。

(3) 研究活動等支援審議委員会の意見の聴取

理事長は、1 団体に対して提供する資金の総額が概ね 5 万円を超えることとなる支援をしようとするときは、原則として、その適否について研究活動等支援審議委員会の意見を聴き、これを参考とします。

(4) 必要な資料についての留意

理事長は、研究団体等が支援の要請をするときに必要な資料(要領第 4 条第 2 項の資料)及び事業の報告をするときに必要な資料(要領第 6 条第 1 項の資料)が必要以上に大量または複雑なものにならないよう留意します。

### 4. 支援内容の公表

センターの支援を受けた団体等の名称、支援の内容、支援した地形図等の内訳や資金等の額(概ね 5 万円以下の場合を除く)およびその他理事長が特に必要と認める事項は、センターのウェブサイトで公表します。